

令和 7 年 第 2 回九重町農業委員会 議事録

<日 時>：令和 7 年 2 月 5 日（水） 1 3：3 0～

<場 所>：九重町役場 2 階 庁議室

<出席委員>

農業委員

1 番：穴井 勲	2 番：矢方 盛士	4 番：佐々木清和
5 番：佐々木洋子	6 番：矢幡 陽子	8 番：田吹 博史
9 番：仲摩 茂敏	1 0 番：飯田祥治朗	1 1 番：手島 政弘

推進委員

1 2 番：多田 貫禄	1 3 番：森 眞一	1 4 番：野田 政春
1 5 番：森 義美	1 7 番：高橋 賢至	2 0 番：時松美智雄
2 1 番：佐藤 暁史	2 2 番：佐藤 勉	2 3 番：田吹 正利

<事務局出席者>

事務局：3 名

<開会あいさつ（事務局）> 1 3 時 3 0 分～

<委員出欠状況報告（事務局長）>

出席委員	（農業委員）： 9 名	（農地利用最適化推進委員）： 9 名
欠席委員	（農業委員）： 2 名	（農地利用最適化推進委員）： 3 名

事務局長

皆さんこんにちは。定刻より少し早いんですけども、出席いただける方ですねおそろいのございますので、天候も変わりますので始めて参りたいと思っております。本当今日は、大変天候の悪い中ですねお集まりいただきましてありがとうございます。まず、なるべくですね、早めに終わるようにしたいと思いますよろしくお願いします。

本日は農業委員の方が 9 名出席で小田委員、佐藤委員の方が欠席ということで聞いております。農地利用最適化推進委員さんが 3 名欠席ということで佐藤委員、熊谷委員、田中委員が欠席というふうになっております。農業委員定数 1 1 名に対しまして農業委員の出席委員は 9 名です。九重町農業委員会会議規則第 7 条の規定によりまして、過半数を

満たしているため成立することを報告をいたします。それではこれからの進行を、農業委員会総会会議規則第五条の規定によりまして会長が総会の進行を行います。よろしくお願いします。

議 長

(あいさつ)

それではですねまた皆さんにお願いでございます。スマホはですね、電源を切るかマナーモードにさせていただきたいと思います。それからですね、議事録署名委員さんを2番委員さんと4番委員さんに指名したいと思いますが、異議ないでしょうか。異議なしと認め4番委員さんと2番さんを指名いたします。それではただいまから報告案件に入りたいと思います。それではですね1ページの報告第4号農地法第3条の3第1項の規定による届け出について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局

議案目録のですね差替えをお願いいたします。それでは議案書1ページ目をお開きください。農地法第3条の3第1項の規定による届け出が3件ありましたので受理いたしました。内容についてはご一読ください。

議 長

はい、ありがとうございます。続きまして2ページの報告第5号農地法第18条第6項の規定による届け出について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局

議案2ページ目をお開きください。農地法第18条第6項の規定による届け出が2件ありましたので受理いたしました。内容についてはご一読ください。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは3ページからの議案案件に入りたいと思います。議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局

まずその前に修正をお願いいたします。4ページ番号4番の権利についてであります。所有権移転売買となっておりましたが贈与の間違えでするので修正をお願いいたします。それでは議案第5号農地法第3条の規定による許可申請についてであります。

議案第5号（番号1番～6番）を読み上げて説明。

議 長

今事務局より説明がございました。議案第5号ですね、今番号から一応6番までありましたが、5番のですね番号5番については関係者がおりますので、一応5番はもう最後にしておいてまた〇さんをちょっと退席を願ってですねしますので。1番からとりあえず6番までですね、ちょっと担当委員さんの方から説明をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。まず番号1番担当委員さん。

1 4 番委員	はい。
議 長	野田さんお願いします。
1 4 番委員	〔担当委員より現地調査の結果を報告〕
議 長	はい、ありがとうございました。続きまして番号 2 番。担当員さんは。田吹さんお願いします。
2 3 番委員	2 3 番田吹です。
	〔担当委員より現地調査の結果を報告〕
議 長	はい、ありがとうございます。続きまして番号 3 番の担当員さん。佐藤さんお願いします。
2 1 番委員	本来なら小田委員ですが、今日来られないということで受けております。
	〔担当委員より現地調査の結果を報告〕
議 長	ありがとうございました。続きまして番号 4 番。田吹さんお願いします。
2 3 番委員	〔担当委員より現地調査の結果を報告〕
議 長	ありがとうございます。続きましてですね番号 6 番。番号 6 番の担当委員さん。
2 3 番委員	〔担当委員より現地調査の結果を報告〕
議 長	はい、ありがとうございました。ではですね、ちょっと 5 番は後回しにしてですね、今 1 番から 6 番までですね、それぞれ担当委員さんから説明ございました。何か質問のある方はですね、挙手をしてまたお願いいたします。ありませんか。ないようでしたら 1 番から 6 番までの案件に対してですね、賛成の方は挙手をお願いいたします。
1 0 番委員	ちょっといい。
議 長	飯田さんどうぞ。
1 0 番委員	1 0 番です。4 番のね上から 2 番目、登記原野で現況田は、現況田になっているってこと。そういうことですかね。
2 3 番委員	もう、はっきり言ってそこら辺区別がわからんくらい。
1 0 番委員	はい。わかりました。
議 長	はい、そういうことでございます。他になればですね 1 番から 6 番に対してですね賛成の方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございました。全員賛成ということで承認をいたします。それでは 5 番についてはですね、○さんがおりますんでちょっと退席をお願いいたします。それでは番号 5 番について担当員さんの方から説明をお願いしたいと思うんですが。
事 務 局	会長いいですか。○さんに説明をしてもらっても構わないので。入って

もらって説明をしてもらってください。

議 長 今事務局からですね、案内がありましたようにちょっと本人から説明してもらいますんで。○さんすいませんけど直接説明をお願いします。

15番委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議 長 ありがとうございます。はい。わかりました。

事務局 採決があるのでもう一度出てもらわないと。

議 長 ○さんからですね説明がございました。そういう事情ですのでこの案件にですね、賛成の方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。賛成ということで承認をいたします。それでは6ページの議案第6号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 6ページ目をお開きください。議案第6号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。

議 長 議案第6号（番号1番）を読み上げて説明。

議 長 はい、ありがとうございます。今事務局より説明がございました。この番号1番についてですね、担当委員さんの方から説明をお願いいたします。はい、穴井さんお願いします。

1番委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議 長 今担当員さんの方からですね説明がございました。この案件にですね、質問のある方は挙手をして。はい仲摩さんお願いします。

9番委員 9番仲摩です。植林ってことですけどこれは周りにもう田んぼは。

1番委員 田んぼはありません。

9番委員 他所に被害はない。

1番委員 被害はありません。田んぼと道路に挟まれたような状態です。田んぼじゃなかった、下の川と道路に挟まれたような状態にあります。

議 長 穴井さんこれあれやね、誰か他所の人に作ってくれんかってもうちょっとやっぱ厳しいかね。

1番委員 深田ちゅうか、昔は26枚あったやつを1枚にして、何年か田を作ったけど深田で下がちょっとびちゃびちゃでなかなか。もうちょっと自分が高齢になったということで、自分の自宅からそこまで農業機械に行くのがね大変だからという理由を言っていました。

議 長 ただねやっぱ田んぼに植林ってなかなか異論があると思うんですけどね。やっぱそういう状況を鑑みた時に、もうしょうがないかなというようなそういう気もしますけど。もう皆さんから何か意見があればですね。

9番委員 いいですか。

議 長 はい、どうぞ。

9 番 委 員 誰か受け手はないんだよね。

1 番 委 員 受け手の話はしなかったけど、自分の土地だから

9 番 委 員 また使うこともないんだよね。

議 長 そういうことも含めてですね、この番号1番についてですね承認される方はですね挙手をお願いいたします。はい、わかりましたありがとうございます。全員賛成ということで承認をいたします。それではですね、7ページの議案第7号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権でございますけどこれはもう事務局からの説明をもう省略をいたします。番号1番からですね、何番ですかね。それでは1番から5番までですね担当員さんの説明を。一応再設定についてはもう担当者の番号だけ、設定についてですね担当員さんの説明をお願いいたします。番号1番についてはですねこれ一応私が担当ということで。

〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

続きまして2番は番号。

10番委員 田中さん19番。

議 長 はい。それではですね、番号3番の設定でございますので、担当委員さんの方から。

10番委員 はい、これも19番ですけど今日は欠席ですんで頼まりました。

議 長 はい、お願いします。

10番委員 〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

議 長 ありがとうございます。続いて番号4番担当員さん。9番仲摩さんお願いします。

9 番 委 員 9番仲摩です。

議 長 〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

議 長 はい、ありがとうございます。番号5番については再設定でございますので、これは誰の担当になるのですかね。小田さんですかね。それぞれ担当委員さんの方からですね、1番、3番、4番と説明ございました。何か質問のある方ですね。挙手をしてまたお願いしたいと思います。ありませんか。ないようでしたら、1番から5番までですね賛成される方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成ということで承認をいたします。続きまして8ページの詳細な議案第8号、農用地利用集積等促進計画について農地管理中間管理事業。これの説明を事務局から説明をお願いいたします。あのですね、議案第8号、皆さんもうそろそろもうお気づきかと思いますが新年度からで

すね、利用集積についてはですね農地中間管理事業が一応もう全部行うということで、農業委員会とはちょっと、離れるじゃないですけどね。一応そういうことになりそうなんです。一応今回ですねこういった案件もありますんで、これについてですね意見のある方はですね、挙手をしてお願いをいたしたいと思います。

事 務 局
議 長
事 務 局

はい、会長補足をいいですか。

はい、お願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律の１８条の農地利用集積等促進計画について、農地中間管理機構がですね促進計画を定める場合には、関係する農業委員会、つまり機構を通したですね、集積計画についてはですね、農業委員会の意見を聞くという流れになりますので、この部分について今回８号については中間管理機構を通す形の集積計画になりますので意見聴取をさせていただきたいということになります。

１０番委員
議 長
１０番委員

いいですか。

はい、どうぞ。

１０番です。ということはこれからこういう利用集積に関しては、中間管理機構を通さんとできなくなるということ。農業委員会に今まで上がってきてたじゃない。これじゃなくもう中間管理機構は必ず通さんとできないっちゃうこと。

事 務 局
議 長
事 務 局

いいですか。

はい、どうぞ。

４月からですね。正式に言えば３月にかかるものまでになるんですけど。４月以降は議案第７号で上がっています、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、括弧利用権ってなっている基盤法の３枚複写で皆さん相對してもらっている分が法律上なくなるんですよ。なので、この中間管理事業の今から意見聴取をしていただきます、中間管理を通した貸借にするか、農地法の３条の貸借にするかどうかしか使えなくなるんですよ。この利用権はもうなくなります。

１０番委員
事 務 局

３条の貸借っていうのはどういうこと。

農地法の３条というのは売買もあるのですが、貸借もあるんです。それはもう昔からある分で、皆さん長い方はご存じだと思うんですけど、利用権が入ってきて基盤法が変わって利用権になったので結局これでされていた経過があるんですけど、農地法の３条はずっとあるものになりますので、利用権がなくなるから３条にするか中間管理を通すかの二択になります。

１０番委員

それどう違う。

事務局 3条にすると、賃借料が発生するものについては解約を出さない限り永遠に続きます貸借が。期間が来ても。使用貸借であれば期限が来たら切れるんですけど。気を付けておかないと解約しない限りずっと相対が続いていて。例えば自分の土地ですっていうふうになりかねないので、そちらはお勧めはしていないものになります。今後は、農地中間管理機構通した分の貸借が上がってくるようになるかと。思います。

10番委員 わかった。

議長 これ今まで農地管理中間管理機構を通すときには、農業外とかあまりね場所の悪い所は今まで引き受けてくれやったよね。ただもうそれはもうそんなそういうことじゃないということですね。

10番委員 いいですか。今の話からすると中間管理機構を通してするのに、農業委員会は何をすべきかちゅうことですよね。

事務局 これに対して意見がありますか。

10番委員 意見があるかないかってことよね。だから決定権はないんですよ。今みたいに承認とかそういう挙手とかそれがないで、ただこうして意見を申してくださいと。そういうことだけに限られると思います。一応ここにそういった文言がねあんだけどいろいろ意見を聞くだけで。

10番委員 もう一つ聞くけど、これは問題じゃないかなとか言う時には意見は言っているよね。

事務局 いいです。

10番委員 そしたらまた審議は向こうでするわけよね。農業委員会からこの問題だというふうに話が出たら管理機構でもう一回審議してくれるということよね。

議長 はい、どうぞ野田さん。

14番委員 中間管理機構についての議案の分は現地確認はどうなるのですか。一応確認して説明をせんと悪い。

事務局 いいですか。

議長 はいどうぞ。

事務局 この部分につきましては担当、今農林課の者が行っているんですけど、事前に現地も確認して、この方達契約書を書いていただくようになってまいるので。ちゃんと土地があって、耕作できますっていうものしか貸借できないので。現地は事前確認しているっていうことなので、農業委員さん推進員さん達には行っていただく必要はないかと思うんですけど、聞き取りしていただけるのであればしていただいても。

10番委員 例えばその中でもこれ問題じゃちゅう時にやっぱり行って話を聞いておかないといけないっということよね。

事務局 説明はこの場ではないです。ただ、これに対して何か意見はありませんかっていう議案になりますんで。

2 番 委 員 議案は出る。

事務局 はい。議案には出るんですけど。

10 番 委 員 でも、こういう議案が出てくる議案には出る。だからこれに対して、これちょっとおかしいんじゃないかちゅうの現地に行って調査して、ここの場で、やっぱおかしいんじゃないかちゅう言わないかんちゅうことやろ。

議 長 今ね、飯田さんが言ったようにこれはちょっとおかしいんじゃないかとかね、当然あろうけど。それほんなら私達は現地までね、実際行っちゃかんとわからんわね。どういう状況かね。

9 番 委 員 いいですか。

議 長 はい、どうぞ。

9 番 委 員 今、大体わかったんですけど、今までやったら中間管理機構、通したやつ、通さんやつあるでしょう。それはもう、解約のときは解約の申請を出さんとそのままになるちゅうことよね。

事務局 農地中間管理機構で借りた分は期限が来たら消えます。

9 番 委 員 今、そうでないやつは、ちゃんともう何か解約で出しちゃかんと、期限が切れたからやめますってこと、お互いに。

事務局 利用権ですか。

9 番 委 員 利用権。

事務局 利用権も期限が来たら戻ります。

9 番 委 員 自然に消えるんじゃないね。

議 長 いずれにしてもこれ4月からですね、そういうふうになりますんで。

10 番 委 員 それともう1つ。今、闇で貸し借りしよう人があるわね。こういうのを通さんで、この人達はこういうふうになる。そのままもう闇で。

事務局 罰則はないけど。占拠するっていう理由で、時効取得が出来ることも考えられます。

10 番 委 員 闇でこう借り換えしようって言って、向こうが例えば亡くなったりしたときに、またそのまま闇じゃもんじゃけずっと作りよって、時効取得とか申請したら自分のもんになる。きたない考えするとよ。できるだけ闇はやっぱりやめて欲しいってね、そういう問題が出てくるけど。

1 番 委 員 相続人に無断使用しよったとか言って逆に訴えられた人達もおるよ。反対にお金取られてね。黙って使いよったじゃねえかつち。

議 長 これ8ページをね実際見てみると、21番委員さんとこあるよね。これはあれ、ハウスを建てるちゅうことだろう。

2 1 番委員 今現存しているハウスを、僕の所から貸し出すっていう形になります。その下の〇〇さんもそうなんですけど。土地というイメージよりも既存のハウスを貸し出すというふう。審査に何回もいろいろ聞かれました。1 発で通りませんでした。だから、皆さんおっしゃっているとちょっと厳しいのかなって感じはしています。

議 長 ほんならまあそういう意味じゃ、安心感もあるね。

1 0 番委員 だからこれを通しときゃ間違いないと思いますね。

2 1 番委員 2 ヶ月から3 ヶ月ぐらいかかりました。

1 0 番委員 これに対しても審議せんでいいっちゃうこと。ここ、いろいろどうのこうのとか意見を言うだけ。手を上げんでいいっちゃことやね。

議 長 本当、審議の必要はねえっちゃうことやね。思ったこと言うたりすることは良いね。もう他に意見がないんでしたらもう。

1 番委員 もう1 個だけ質問いいですか。

議 長 どうぞ。

1 番委員 今入っているって言ったじゃん。ハウスを貸し出すから。これなんて賃貸借ってどのぐらいで貸し出すんですか。これ一反ぐらいあるよね。

2 1 番委員 基本的に次のページの〇〇さんと話したのは、一応減反のイメージの、何とか野菜にしているので、田んぼをつぶした料金があるじゃないですか。その料金に1 万2 千円ですね。だから一反には3 万2、3 千円。それに、1 万2 千円。

1 番委員 ハウスの使用料とかそういうのは関係ない。

2 1 番委員 今回この九重町で初めてなんですよ。トマトファーマーズスクールを利用して独立就農していくのが本当の流れだったんですけどその次のページの〇〇〇〇〇さんはですね。僕が個人で2 年間雇ったんですよ。僕の売り上げの中からお給料すべて払ってやって、今度1 月1 日に独立したんですけどちょっと言うと、逆にファーマーズを使ってないので、いろんな補助金から漏れているんですよ。可哀そうなことに。個人就農ということで。そういうのを受けるとあんまり高く取れなくてですね。今回は初めてのことでですね、減反の料金にプラス1 万2 0 0 0 円という形になっております。

議 長 今までね、中間管理機構通しても物納でもよかったりしよったよね、玄米一俵とかね。それは全部これからは駄目っちいうことでね。もうすべて現金でっちゃうことに。

事 務 局 物納もいいです。

議 長 いいんね。

事 務 局 いいです。

議 長 物納は駄目ち聞いちゃったけどいいんやね。物納になると今米一俵が
高いきね。はい、わかりました。これ次に行きたいと思います。10ペ
ージのですね、議案第9号非農地証明願について事務局より説明をお
願いいたします。

事 務 局 10ページ目をお開きください。まず取下げと修正があります。4番申
請地〇〇〇〇番〇につきまして、取下げの連絡がありましたので削除
をお願いいたします。修正については次のページの、〇〇〇〇さん〇〇
〇番と〇〇〇番〇の現況が抜けておりましたので、〇〇〇につきまし
ては原野、〇〇〇の〇については雑種地と修正をお願いいたします。議
案第9号非農地証明願についてでございます。

議 長 議案第9号（番号1番～6番）を読み上げて説明。

4 番 委 員 はい、ありがとうございました。今、事務局より説明がございました。
番号1番から、6番まで担当委員さんの方から説明をお願いいたした
いと思います。よろしく願います。番号1番。佐々木さんどうぞ。
佐藤君が来られないということで私がわかる範囲内のことをちょっと
説明したいと思います。

10 番 委 員 〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

事 務 局 写真はどこにある。

議 長 写真はありません。会長いいですか。

事 務 局 はい。どうぞ。

議 長 現況については先程佐々木委員が言っていたいただいた現況なんですけ
ど。そもそものスタートとしてすでに17年にですね、5条申請が出て
いて許可を受けたところでありますので、もうそれについて改めて現
況写真は必要ないかと思ひまして。まず農地ではないので今回写真は
入れておりませんし、理由としては許可書の紛失のために改めて非農
地という対応をさせていただいた形になります。現況はおっしゃった
とおりです。

議 長 番号2番。野田さんお願いします。

14 番 委 員 〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして番号3番佐々木さん。

4 番 委 員 〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

議 長 はい、わかりました。続きまして番号4番。

4 番 委 員 〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

議 長 はい、わかりました。続きまして番号5番。担当は野田さん願いま
す。

14 番 委 員 〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

議 長 ありがとうございます。続きまして番号6番。時松さんお願いします。

20番委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議 長 はい、ありがとうございます。

今番号1番から6番ですね担当員さんの方から説明がございました。
ご質問のある方はですね、挙手をしてまたお願いいたしたいと思います。
ありませんか。ないようでしたら番号1番から6番について賛成の方は挙手をお願いいたします。

はいありがとうございます。以上もちまして審議の案件は終わります。